

## 令和2年度の被措置児童等虐待の状況について

子ども家庭課  
障害福祉課

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、鹿児島県における令和2年度の被措置児童等虐待の状況について公表します。

### 1 虐待案件受理の状況

受理案件	内 訳	
	虐待該当	非該当
5件	0件	5件

### 2 被措置児童等虐待の状況

#### ア 被害児童の性別

男子	女子
名	名

#### イ 被害児童の年齢層

乳幼児	小学生	中学生	高校生
名	名	名	名

#### ウ 虐待の種類

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
件	件	件	件

#### エ 施設種別

社会的養護関係施設	里親等	一時保護施設等	障害児施設等
件	件	件	件

#### オ 加害者の種類

施設職員等	里親等	一時保護所職員
名	名	名

### 3 県が講じた措置

立入調査	件
施設等に対する口頭による指導	件
再発防止のための報告書類の提出指導	件
里親登録の抹消	件

#### ○児童福祉法第33条の16

都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

#### ○児童福祉法施行規則第36条の30

法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる被措置児童等虐待があった施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
  - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
  - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
  - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
  - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種